誓　約　書

□私

□当社は、

高砂市広告掲載要綱第３条第２項各号に該当していないこと

を誓約します。

また、これらのことを市が調査することに同意します。

なお、調査により虚偽が判明した場合、当方が広告掲載の取消しや不利益を被ることとなっても、何ら異議を申し立ていたしません。

令和　　年　　月　　日

高砂市長　様

住　所

（所在地）

氏　名

（法人名）

（職氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

＜参考＞

高砂市広告掲載要綱（抜粋）

（広告掲載の基準）

第３条第２項　広告が次に掲げる者又は業種に係るものであるときは掲載しない。

（１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に該当する事業者又は業種

（２）消費者金融及び高利貸しに係る事業者又は業種

（３）たばこに係る事業者又は業種

（４）ギャンブル（宝くじを除く。）に係る事業者又は業種

（５）法令に定めのない医療に類似する行為に係る事業者又は業種

（６）民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の事業者

（７）各種法令に違反している事業者

（８）高砂市税に滞納がある事業者

（９）高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者

（１０）前各号に掲げるもののほか、広告を掲載することが適当でない者又は業種